

3

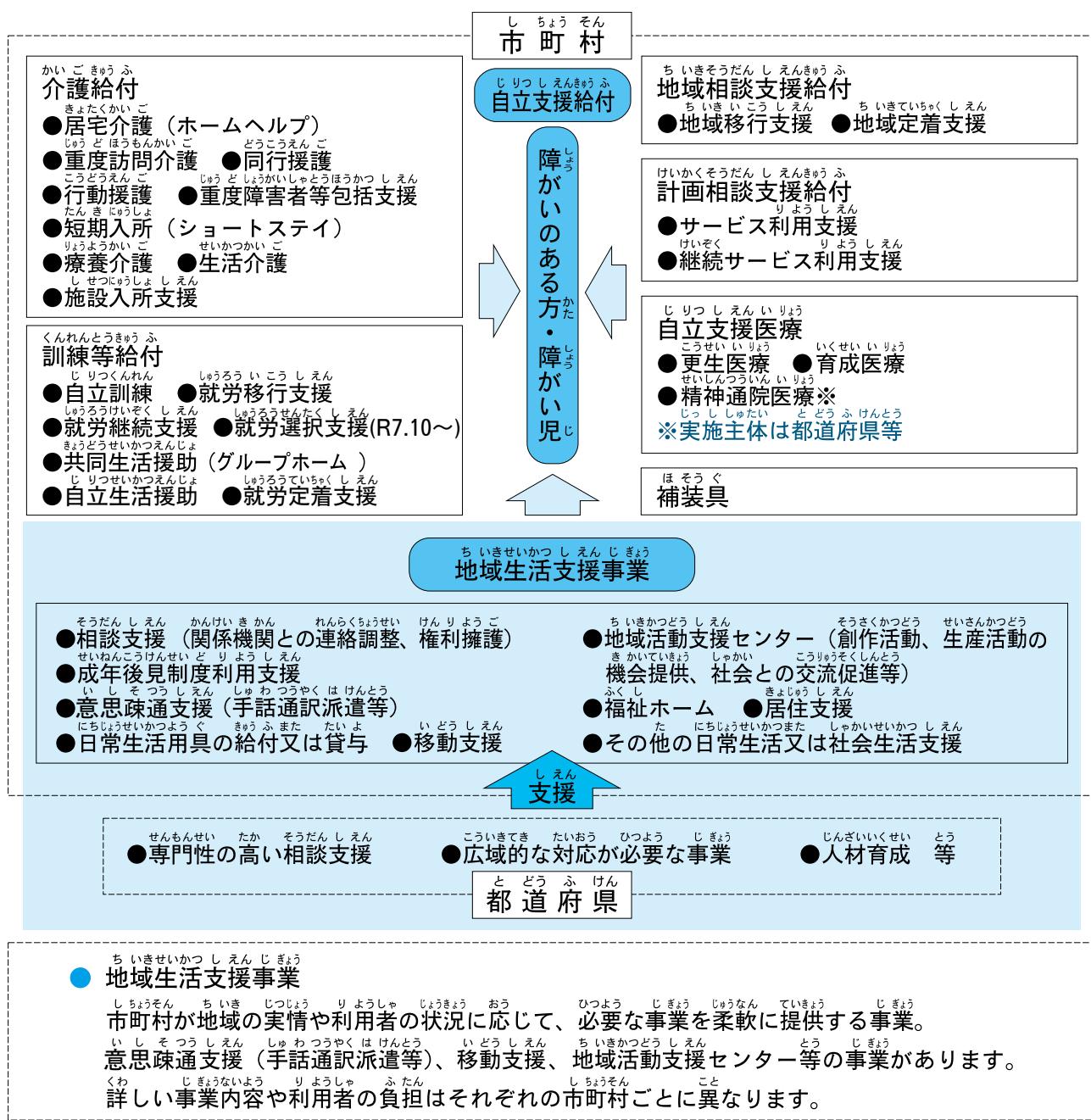
障害福祉サービスに関するこ

障害者総合支援法により、地域社会における共生の実現に向けて障害福祉サービスの充実など障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援します。

(1) 総合的な支援システムの全体像

共通

障害者総合支援法による総合的なサービスは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成されています。



(2) 自立支援給付のサービス

きょうつう
共通

「自立支援給付」は、自立介護の支援を受ける場合の「介護給付」、訓練等の支援を受け場合の「訓練等給付」などがあり、それぞれご利用の際の手順が異なります。

障害者サービスに関すること

3

	サービス名	サービス内容	主な対象者
介 か い	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	区分1以上上の障がい者（これに相当する心身の状態の障がい児）
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	○区分4以上で、二肢以上に麻痺等があり、認定調査項目のうち、「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれも「支援が不要」（支援区分では「できる」）以外と認定されている重度の肢体不自由者 ○区分4以上で、行動関連項目の点数が10点以上の者
護 ご 給 き 付 ふ	同行援護	移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）、移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護、排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方で、同行援護アセメント調査票による調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の者
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	区分3以上で、認定調査項目のうち行動関連項目の合計点が10点以上の者（これに相当する心身の状態の障がい児）
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。	○気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、区分6の障がい者 ○進行性筋萎縮症患者又は重症心身障がい者であって、区分5以上の障がい者等

	サービス名	サービス内容	おもな対象者
介護	生活介護 (ショートステイ)	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	<p>○障害支援区分が区分3（障害者支援施設に入所する場合は区分4）以上である者</p> <p>○年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設に入所する場合は区分3）以上である者</p> <p>○生活介護と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する者であって、障害支援区分が区分4（50歳以上の者は区分3）より低い者で、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画を作成する手続きを経た上で、利用の組み合わせが必要な場合に、市町村の判断で認められた者</p>
給付	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な障がい者のなかで、介護の必要性が非常に高いと認められた人には、居宅介護などの障害福祉サービス（例：通所サービス、訪問系サービス、共同生活援助）を包括的に提供します。	<p>○区分1以上の障がい者</p> <p>○障害支援区分とは別に厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障がい児</p> <p>区分6の障がい者（区分6に相当する心身の状態の障がい児）で意思疎通に著しい困難があり、次のいずれかに該当する方</p> <p>(1) 重度訪問介護の対象者で、四肢すべてに麻痺があり、かつ、寝たきり状態で、 (ア) 人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者</p> <p>(イ) 最重度知的障がい者</p> <p>(2) 認定調査項目の行動関連項目等の合計点数10点以上の方</p>
	施設入所支援	施設に入所している人に、夜や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	<p>(1) 生活介護を受けていて、</p> <p>○50歳未満の場合は、区分4以上の者</p> <p>○50歳以上の場合は、区分3以上の者</p> <p>(2) 自立訓練、就労移行支援、就労継続支援B型を受けており、訓練等が必要かつ効果的であると認められる者、又は通所等によって訓練等を受けることが困難な者</p>

	サービス名	サービス内容	主な対象者
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	機能訓練：一定の支援が必要な身体障がい者 又は難病患者等 生活訓練：一定の支援が必要な知的障がい者 又は精神障がい者等
訓くん	就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間、生産活動及びその他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練を行います。	○65歳未満であって、就労を希望し、適性にあった職場への就労等が見込まれる障がい者 ○あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許 又はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する者等
練れん	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、就労や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	A型：65歳未満で、雇用契約に基づく就労が可能な障がい者等 B型：一般企業等への雇用に結びつかない方や、一定年齢に達している障がい者など
等とう	就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面・就業面の課題が生じている者であつて、一般就労後6ヶ月を経過した者
給きゅう	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助等を行います。	障がい者（身体障がい者にあっては65歳未満又は65歳になる前に障害福祉サービスを利用したことがある方）
付ふ	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。	(1) 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障がい者等で、理解力や生活力等に不安がある者 (2) 現に、一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者 (3) 障がい者、疾病等の家族と同居しており、ご家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者等

サービス名	サービス内容	主な対象者
地域相談支援 地域定着支援	施設入所している方や精神科病院に入院している方が、地域で生活するために必要な支援を行います。	○施設に入所している障がい者 ○精神科病院に入院している精神障がい者
サービス利用支援	基本相談支援（※）に加え、障がいのある方の心身の状況や置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定が行われた後にその支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。	○居宅において、単身等により緊急時の支援が見込めない障がい者
継続サービス利用支援 (モニタリング)	基本相談支援（※）に加え、サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。	○障害福祉サービスを申請した障がい者又は障がい児 ○地域相談支援を申請した障がい者 ※介護保険制度のサービスを利用する場合については、障害福祉サービス固有の行動援助、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等の場合で、市町村が必要と認めるとき求めるものとする。 特定相談支援事業者・障がい児相談支援事業者（計画作成担当）の提案を踏まえて、心身の状況、その置かれている環境等及び国が示す標準期間を勘案して市町村が必要と認める期間が到来する障がい者

※基本相談支援：地域の障がい者等の福祉に関するいろいろな問題について、障がい者、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せて市町村や障害福祉サービス事業所等との連絡調整、他の支援を総合的に行う。

(3) 地域生活支援事業

「地域生活支援事業」は、市町村事業と県事業があります。
※サービスを利用にあたり障害支援区分の認定が必要ない場合もあります。

○地域生活支援事業（主な市町村事業）

事業名	事業内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者等の理解を深める研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを行います。
自発的活動支援事業	障がい者等、その家族、地域住民等による自発的な取り組みを支援します。
相談支援事業	障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者などの相談に応じ、情報提供や権利擁護のための必要な援助を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用に要する費用の補助を行い、知的障がい者又は精神障がい者の権利擁護を図ります。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度を行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業	手話通訳・要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、点訳・音訳等による支援、手話奉仕員の派遣、代筆、代読などが対象です。
日常生活用具給付等事業	日常生活の便宜を図るための用具の給付等を行います。利用者負担は市町村が決定します。
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話をするために必要な技術を習得した者の養成を支援します。
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。
地域活動支援センター機能強化事業	創作活動又は生産活動の機会提供、社会との交流の促進等を行います。
その他他の事業	訪問入浴サービス
	生活訓練等
	日中一時支援

じ 事 業 めい 名		じ 事 業 ない 内	よう 容
その他の事業	社会参 加促進事業	レクリエーション活動等支援	各種レクリエーション教室や大会・運動会などを開催します。
	芸術文化活動振興	障がい者の作品展や音楽会など芸術・文化活動の発表の場を設けます。	
	点字・声の広報等発行事業	点訳、音訳等の方法により、自治体の広報や障がい者関係情報などを定期的に提供します。	
	奉仕員養成研修事業	点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等の養成研修を実施します。	

○地域生活支援事業（主な県事業）

じ 事 業 めい 名		じ 事 業 ない 内	よう 容
3 専門性の高い相談支援、 地域的な支援	発達障害者支援センター運営事業	発達障害者支援センター運営し、来所、電話等による相談、発達支援、就労支援、研修や普及啓発を行います。	
	高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業	高次脳機能障害者への支援を行うために支援拠点機関を置き、相談支援コーディネーターによる専門的な相談支援を行います。	
	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者を養成します。	
	専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する体制を整備します。	
	都道府県相談支援体制整備事業	都道府県に相談支援に関する広域的な支援を行うアドバイザーの配置、広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた支援を行います。	
	障害支援区分認定調査員等研修事業	障害支援区分認定調査員等の資質の向上を図るため研修を実施します。	
	相談支援従事者研修事業	相談支援従事者の資質の向上を図るため、初任者・現任研修等を実施します。	
	サービス管理責任者研修事業	事業所や施設において、サービスの質を確保するため、個別支援計画の作成等を行うために配置されるサービス管理責任者を養成します。	
	居宅介護従業者等養成研修事業	必要な知識、技能を有する居宅介護従業者等の養成を図るため研修を実施します。	
	強度行動障害支援者養成研修事業	強度行動障がいを有する者等に適切な支援を行うことができる人材育成を進めため研修を実施します。	
	身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業	身体障害者相談員と知的障害者相談員の相談対応能力と相談員間の連携を図ります。	
	音声機能障害者発声訓練指導者養成事業	発声訓練を行う指導者を養成します。	

事業名		事業内容
その他の事業へ指導者育成等支援	日常生活支援	オストメイト 社会適応訓練事業 音声機能障害者発声訓練
	社会	手話通訳者設置事業
	会員	字幕入り映像 ライブラリーの提供
	参さん	点字・声の広報等 発行事業
	参加	点字による即時情報 ネットワーク事業
	支し	障害者ICTサポート 総合推進事業
	支援	都道府県障害者社会 参加推進センター運営
	支援	身体障害者補助犬 育成促進
	支援	レクリエーション 活動等支援

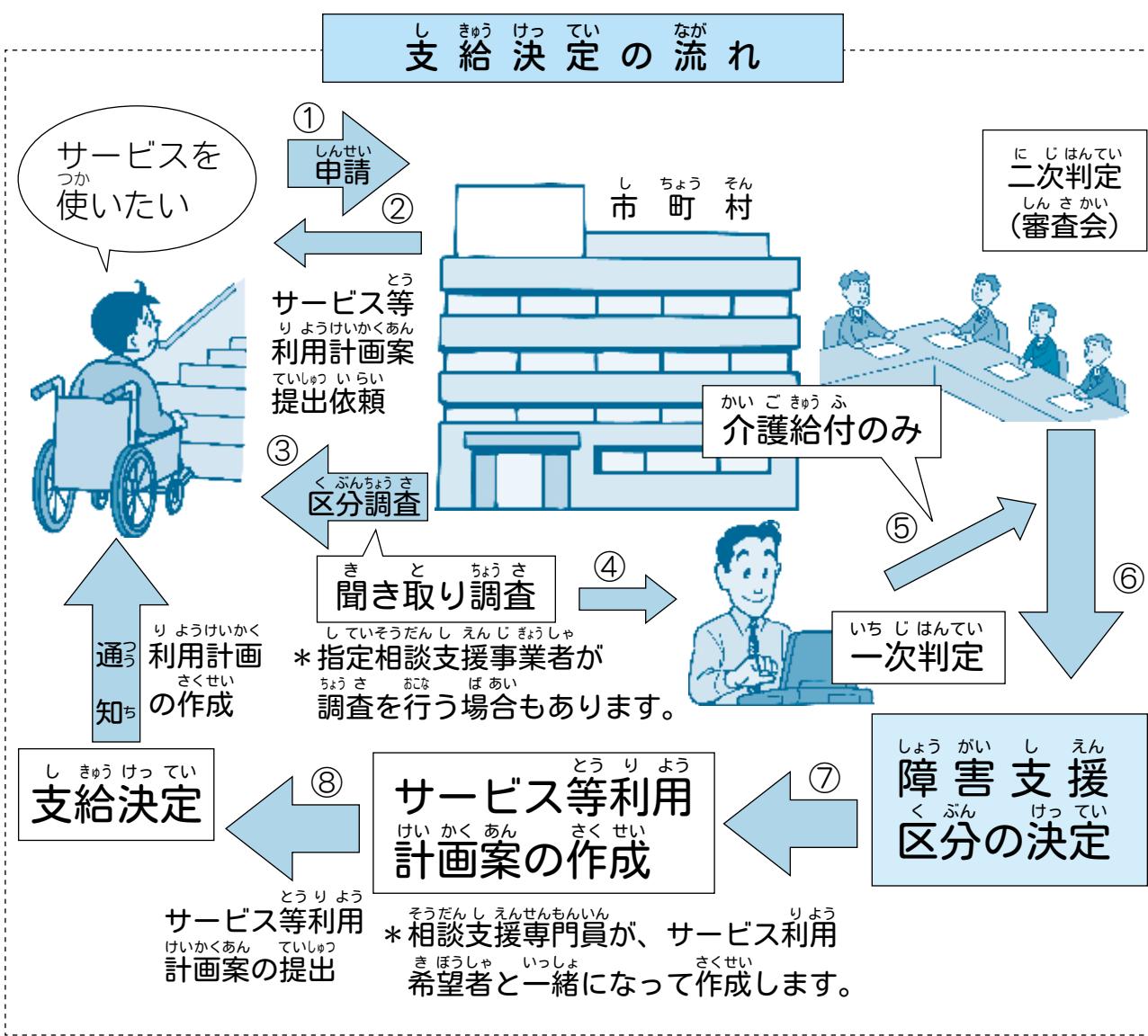


(4) 障害福祉サービス利用の手続きと支給決定までの流れ

きょうつう
共通

新しくサービスを使いたい場合や、今まで使っているサービスを変更したい場合、あるいはサービス利用について困ったことがある場合は、市町村か相談支援事業所で相談しましょう。

- 介護給付費の支給決定は、まず市町村の調査員が障がいのある方の調査を行い、障害支援区分を決定します。そして、障がいのある方のサービスの利用意向とサービス等利用計画案をもとに支給決定されます。



- 訓練等給付・地域相談給付の支給決定は、市町村の調査員が障がいのある方の調査を行い、障がいのある方のサービスの利用意向とサービス等利用計画案をもとに暫定的な支給を行い、個別支援計画を立て支給決定します。
- 市町村のサービス支給決定に不服がある場合は、県の不服審査会に審査請求することができます。

(5) 障害福祉サービスの利用者負担と各種軽減措置

きょうつう
共通

障害福祉サービス及び補装具費を利用した際の利用者負担は、原則、利用したサービス費用の1割を上限とした額を負担することとなります。

また、日中活動系のサービスや入所支援サービスを受けた場合には食費や光熱水費の実費負担部分について負担することになります。ただし、これらの負担部分には利用者等の収入や所得等に応じて月の負担上限額が設定されるなど様々な軽減措置があります。

障害者総合支援法における利用者負担の原則

- ① サービス利用料 →原則として、サービス利用料の1割。ただし、障がい者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して別途政令により定める額。(※)
- ② 食費・光熱水費 (入所・通所系サービスのみ) →実費負担

※障がい者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令により定める額とは

世帯の所得に応じてサービス利用料の負担が軽減されます。具体的な毎月の負担額は下表のとおりです。
なお、世帯の範囲は、障がいのある方、ご本人とその配偶者とされています。

世帯区分	負担上限額	施設入所サービス、グループホーム利用の場合
	在宅サービス又は通所サービスの利用の場合	
市町村民税均等割課税世帯	37,200円	
市町村民税均等割課税世帯のうち、市町村民税所得割16万円未満の世帯	9,300円	37,200円
低所得(市町村民税非課税世帯)	0円	0円
生活保護世帯		

(1) 高額障害福祉サービス等給付費

同じ世帯に障害福祉サービス等を利用している方が複数いる場合や、ひとりの人が複数のサービスを利用している場合に、負担額の合算が基準額（市町村民税課税世帯の場合 37,200 円。ただし、障がい児の特例等があります。）を超えた場合は、超えた分（世帯の利用者負担額の合計と基準額の差額）が支給されます。（償還払いの方法によります）

① 合算の対象となるサービス

- ・障害福祉サービスに係る利用者負担額
- ・介護保険の利用者負担額（同一人が障害福祉サービスを併用している場合）
- ・補装具費に係る利用者負担額（同一人が障害福祉サービスを併用している場合）
- ・障害児通所給付費に係る利用者負担額
- ・障害児入所給付費に係る利用者負担額

※補装具費については、世帯の中に市町村民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は公費負担の対象外となります。

(2) 食費・光熱水費に係る軽減措置

① 入所の方の食費・光熱水費の軽減措置（非課税世帯の方）
その他の生活費として、手元に 2.5 万円が残るように補足給付します。

② 通所の方の食費・光熱水費の軽減措置
原材料費相当のみの負担となるよう給付します。
(金額は、施設により異なります。)

(3) 入所者の工賃収入が手元に残るように所得から控除

① 入所の方の工賃収入については、年間 28.8 万円（月額 2.4 万円）まで手元に残るように所得から控除されます。
これにより、工賃が月額 2.4 万円ある場合は、定率負担と食費・光熱水費の負担をしても、手元に 4.9 万円残ります。

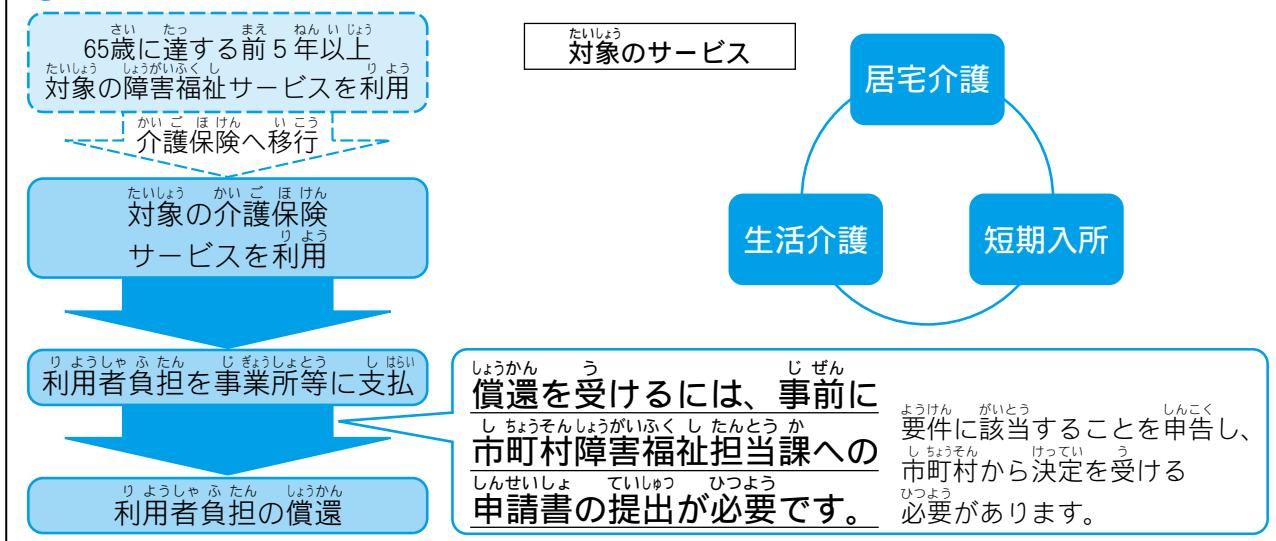
(4) 家賃に係る軽減措置（非課税世帯の方）

グループホームを利用されている方に対して、月額 1 万円を上限に家賃の助成をします。（月額 1 万円の家賃を下回る場合は、その家賃額を助成します。）

(5) 高齢障がい者の方の利用者負担軽減制度

65歳になるまでに5年以上、特定の障害福祉サービスを利用していた方で一定の要件を満す場合は、介護保険移行後に利用した相当（類似）する介護保険サービスの利用者負担が償還されます。

① 償還の流れ



② 対象となる方

次のア～エを全て満たす方

ア 65歳に達する日前5年間、特定の障害福祉サービス（居宅介護、生活介護、短期入所）の支給決定を受けており、介護保険移行後、これらに相当する介護保険サービスを利用すること。

イ 利用者の方とその配偶者の方が、当該利用者が65歳に達する日の前日の属する年度（65歳に達する日の前日が4月から6月までの場合にあっては、前年度）において市町村民税非課税者又は生活保護受給者等であったこと。（申請時も同様。）

ウ 障害支援区分が区分2以上であったこと。

エ 65歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていないこと。

(6) 児童福祉法に基づく障がい児施設等の概要

平成18年10月以降、原則的に障がい児施設等の利用方式は措置制度から契約制度に変わりました。具体的には、障がい児の保護者は入所支援の場合は、県に障害児入所給付費の支給申請を行い、通所支援の場合は、お住まいの市町村に障害児通所給付費の支給申請を行い、支給決定を受けた後、障がい児施設等と利用契約を締結し、障がい児施設等から障害児入所支援又は障害児通所支援を受ける仕組みとなっています。

	サービス名	サービス内容	主な対象者
入所	福祉型障害児入所施設	保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行う。	身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童又は精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む）であって、児童相談所により入所の必要性が認められた児童。
	医療型障害児入所施設	保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行う。	知的障がい児（自閉症児）、肢体不自由児、重症心身障がい児であって、児童相談所により入所の必要性が認められた児童。
通所	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児。
	放課後等デイサービス	授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。	学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児。
所	居宅訪問型児童発達支援	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力向上のために必要な訓練その他必要な支援を行う。	重度の障がいの状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態にある障がい児であって、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難なもの。
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。	保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う児童であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児。

新しく障がい児施設等を利用したい場合や、障がいのある子どもについて困ったことがある場合は、児童相談所、市町村又は相談支援事業所に相談しましょう。

※『14 相談機関等名簿』(p162 ~ p177) をご覧ください。

新しく障がい児施設等をご利用するには、以下の手順が必要です。

1. 障害児入所施設給付費又は障害児通所給付費の支給申請

まず、入所施設を利用する場合は児童相談所に、通所支援事業をご利用する場合は各市町村窓口で、支給申請を行ってください。

2. 児童相談所又は各市町村による障害児入所給付費又は障害児通所給付費の支給決定

児童相談所又は各市町村は支給申請を受けると、障がい種別・程度・心身の状況、介護を行う方の状況等を総合的に判断して、障害児入所給付費・障害児通所給付費の支給要否の決定を行います。

3. 障がい児施設等との利用契約

児童相談所又は各市町村は、障害児入所給付費又は障害児通所給付費を支給決定すると、障害児入所受給者証又は障害児通所受給者証を発行しますので、ご利用したい障がい児施設等へ持参し、利用契約を締結してください。

※県内障がい児施設等の情報については『15 関係事業所・施設の所在地・電話番号等一覧』(p178 ~ p213) をご覧ください。



(7) 障がい児施設等の利用者負担と各種軽減措置

きょうつう
共通

児童福祉法における障がい児施設等に関する利用者負担の原則

- ① サービス利用料 → 障がい児施設等を利用した保護者世帯の家計の負担能力その他の事情をしん酌して定める額（※）
- ② 食費・光熱水費 → 実費負担

※保護者世帯の家計の負担能力その他の事情をしん酌して定める額とは

世帯の所得に応じて負担上限額が設定されます。具体的な金額は下表のとおりです。
なお、世帯の範囲は、障がい児の保護者が属する住民基本台帳上の世帯を原則とします。

世帯区分	負担上限月額	
	通所支援利用の場合	入所支援利用の場合
市町村民税均等割課税世帯	37,200 円	37,200 円
市町村民税均等割課税世帯のうち、市町村民税所得割 28 万円未満の世帯	4,600 円	9,300 円
低所得（市町村民税非課税世帯）	0 円	0 円
生活保護世帯		

高額障害児入所、通所給付費

以下の場合の世帯全体の負担額は、それぞれのいずれか高い負担上限月額を限度とし、それを超える部分について高額障害児入所、通所給付費等を支給します。

- ア 児童福祉法のサービスを利用する障がい児と同じ世帯に、他に障害福祉サービスや介護保険のサービスを利用している方（但し、同一人が障害福祉サービスを併用している場合に限る）がいる場合
- イ 同一の障がい児が、それぞれ障害者総合支援法と児童福祉法のサービスを利用している場合
- ウ 同一世帯に属する障がい児のきょうだいが、それぞれ障害者総合支援法と児童福祉法のサービスを利用し、同一の保護者がその支給決定を受けている場合

医療費、食費、光熱水費等に係る軽減措置

① 医療型個別減免（医療費及び食費）

医療型施設に入所する障がい児の場合、減免がないと負担額が過大になるので、従前の福祉部分定率負担相当額、医療費部分利用者負担額及び食事療養標準負担額を合算して、上限額を設定します。

20歳未満の入所者の場合は、地域で子どもを養育する費用と同程度の負担となるよう負担限度額を設定し、限度額を上回る額について減免します。

② 特定入所障害児食費等給付費（いわゆる補足給付。食費及び光熱水費）

福祉型施設に入所する障がい児や加齢児の場合、減免がないと負担額が過大になるので、従前の福祉部分定率負担相当額、食費及び光熱水費を合算して、上限額を設定します。

20歳未満の入所者の場合は、地域で子どもを養育する費用と同程度の負担となるよう負担限度額を設定し、限度額を上回る額について特定入所障害児食費等給付費を支給します。

③ 通所支援を利用する障がい児の場合（食費）

通所支援を利用する障がい児で、低所得世帯又は市町村民税課税世帯（所得割28万円未満）の場合は食費の負担が軽減されます。

世帯区分	食費
市町村民税均等割課税世帯	11,660 円 ※軽減なし
市町村民税均等割課税世帯のうち、 市町村民税所得割28万円未満の世帯	5,060 円
低所得（市町村民税非課税世帯）	2,860 円

（月22日利用の場合。また、実際の食材料費は施設により設定されます。）

